

# 第V章 考 察

## 1 藤原宮南面外濠について

藤原宮を囲郭する施設には、四面に3ヶ所ずつ開く宮門とそれに取り付く掘立柱塀の大垣があり、その内側には内濠、外側には外濠がある。さらにその外側には藤原宮を囲む条坊道路があるが、外濠との間に外周帯が設定されており、場所によっては28mもの幅をもつことが大きな特徴となっている。大垣を基準にした内濠と外濠の位置をみると、内濠に関しては、宮域のすべての地点で大垣と30大尺の距離をおいて6大尺の幅で設定されている。一方、外濠に関しては、東面では50大尺の距離をおいて15大尺の幅で、西面では45大尺の距離をおいて30大尺の幅で、北面では60大尺の距離をおいて15大尺の幅でそれぞれ設定されていたと考えられている。

さて、今回の藤原宮南辺東部にあたる高所寺池の発掘調査では、池の東岸および西岸で藤原宮を囲郭する内濠、大垣、外濠の遺構を検出することができた。その調査概要報告は次のように指摘する<sup>1)</sup>。①内濠、南面大垣、外濠は、いずれも非常に整合性の高い直線の式を導くことができる。②いずれの遺構も、全て東で北に振れる造営方位を示す。③その振れは、大垣が $0^{\circ} 45' 55''$ 、内濠が $0^{\circ} 45' 50''$ と、両者ほぼ平行するのに対し、外濠は $1^{\circ} 24' 22''$ とやや大きく、それらと平行しない。また、以上の指摘に基づいて、「(外濠の) 振れの違いが南面の施設全体に及んでいたことが確定した。大垣と外濠との距離が西になるほど広がるのは、各々の方位が異なることに原因していたのである。」とした。

一方、これに対して井上<sup>2)</sup>は、第34次～第29-

Tab. 4 各遺跡計測点の座標

		34次	66-9次	58-9次	29-6次	19-2次	69-4次	1次	124次	118次
内濠	北肩	X -166,666.6	-166,667.3	—	-166,664.5	-166,664.3	-166,664.3	-166,661.8	-166,656.4	-166,655.1
	Y	-18,125.8	-18,117.3	—	-18,000.4	-17,956.2	-17,953.9	-17,682.1	-17,357.3	-17,270.5
南肩	X	-166,668.1	-166,668.2	-166,667.7	-166,666.9	-166,666.2	-166,666.0	-166,663.2	-166,658.6	-166,657.4
	Y	-18,125.7	-18,117.3	-18,043.9	-18,000.4	-17,956.3	-17,954.1	-17,682.1	-17,357.5	-17,270.5
大垣	X	-166,679.8	-166,679.0	-166,678.4	-166,677.9	—	—	-166,673.9	-166,669.4	-166,667.9
	Y	-18,141.3	-18,117.5	-18,046.4	-17,997.6	—	—	-17,678.6	-17,356.4	-17,270.9
外濠	北肩	X -166,702.6	-166,699.3	-166,695.5	-166,699.7	—	—	-166,692.0	-166,684.0	-166,682.6
	Y	-18,134.7	-18,118.3	-18,048.7	-17,999.8	—	—	-17,682.7	-17,359.7	-17,270.7
南肩	X	-166,708.8	—	-166,707.3	-166,705.2	—	—	-166,696.8	-166,688.7	-166,687.0
	Y	-18,135.2	—	-18,050.2	-18,000.6	—	—	-17,682.7	-17,359.2	-17,270.8

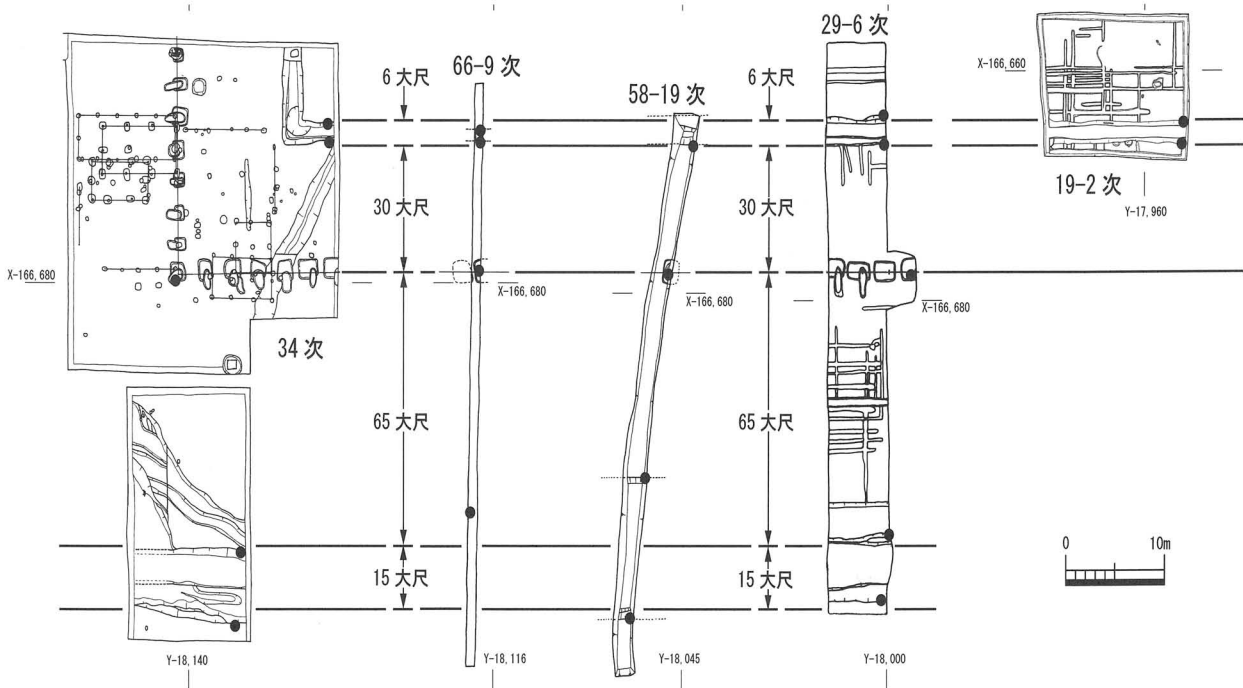


Fig. 64 藤原宮南面外郭施設 (大垣を水平、直線 各遺構図を表示) 1 : 800

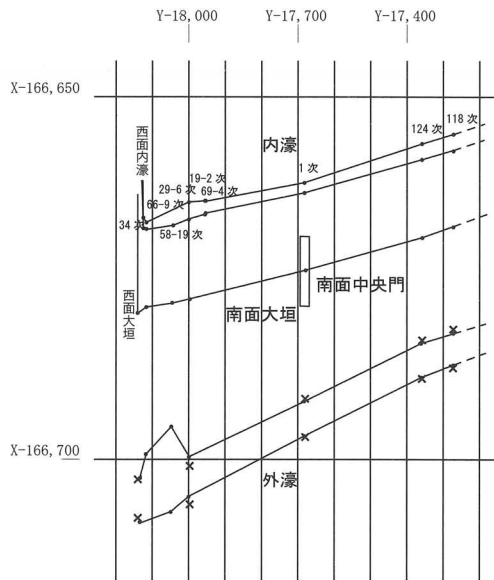


Fig. 65 Tab.4をグラフ化

6次間、第124次～第118次間では外濠の国土方眼に対する振れの角度は大垣・内濠のそれに近いが、宮南面中央門の前を挟む第29-6次～第1次間、第1次～第124次間では、内濠と大垣は $0^{\circ}43'45''$ から $0^{\circ}50'12''$ であるのに対し、外濠はそれぞれ $1^{\circ}46'55''$ 、 $1^{\circ}18'07''$ であって、東で極端に北に振れる角度を示している。このため、外濠に関しては整合性の高い直線の式は成立しがたいとし、藤原宮の西南隅の発掘調査では大垣から65大尺の距離をおいて15大尺の幅で、宮南面中央門の前では門の中心から50大尺の距離をおいて15大尺の幅で、宮南面東部にあたる高所寺池の両岸の調査では大垣から40大尺の距離をお

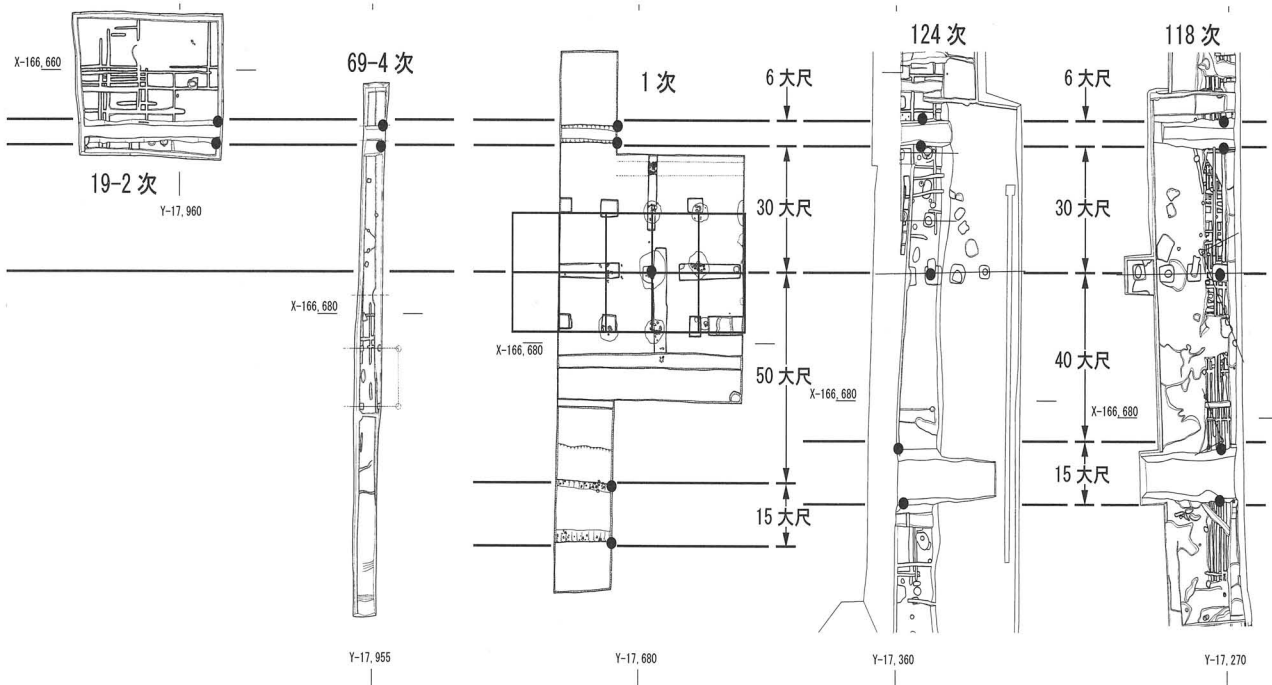
いて15大尺の幅でそれぞれ設定されていたと指摘する。

本稿では、Fig.64に各調査区の大垣の遺構が揃うように配置し、遺構の計測ポイント、井上が指摘する設定寸法（1大尺=0.3540m=0.295m【1尺】×1.2）を示した。Tab.4には遺構の計測ポイントの座標値を各調査時の基準点をもっての誤差等の修正を行い、世界測地系数値に置き換えたものを記した。Fig.65は、検出した遺構の座標値を、東西方向に対して南北方向を20倍に強調したグラフで、井上が推定した設定位置を×印で示した。

それらによると、西端の第34次、中央の第1次、東端近くの第118次では設定寸法と遺構の計測位置の関係は、ほぼ一致するようであるが、第29-6次では遺構が設定寸法より若干北寄り、第124次では若干南寄りに見受けられる。各所で設定値として解釈した遺構が結果的にその数値に近かったのか、両報告の後で新たな検出事例が加わったわけではないので、現段階では判断は難しい。しかし、少なくとも外濠と大垣・南面大垣の振れが異なるという推定を積極的に否定するだけの材料は得られなかった。今後、宮南面での調査成果の蓄積を期待したい。

註

- 1) 花谷浩・小谷徳彦・小澤毅「東南官衙地区および左京六条二坊の調査-第118・124次-」『奈良文化財研究所紀要』2003年、85-92頁
- 2) 井上和人「藤原宮南面外郭施設設定規格復元考」『奈良文化財研究所紀要』2004年、26-28頁



## 2 出土瓦の問題点

—小山廃寺の寺地に関連して—

はじめに 『日本書紀』天武9年(680)5月乙亥条に「京の内の廿四寺」の記載がある。これをどの寺跡にあてるとかは諸説あるが、十条十坊の正方形をした広い藤原京としても寺院跡24を数え上げることは困難である<sup>1)</sup>。さらに、藤原京内に所在した寺院がどれくらいの寺地を備えていたのかは、これまであまり議論されたことがなかったように思う。

伽藍の配置計画(中軸線など)が藤原京の条坊と合致する、本薬師寺(檀原市城殿町)<sup>2)</sup>および小山廃寺(通称・紀寺跡、明日香村小山)<sup>3)</sup>は、中心伽藍域が4町(坪)、文武朝大官大寺(明日香村小山)は6町に復元されている。だがこれは、伽藍中心部いわゆる「塔金堂院」の範囲であって、寺地のすべてを指し示しているのではない。

飛鳥の寺院を例に検討してみると、飛鳥寺(明日香村飛鳥)に関しておおよその寺地が判明する。飛鳥寺の寺地は、かつては、南門の前方に広がる石敷広場を含めて2町四方に復元されていた(『飛鳥寺報告』38頁)が、その後の発掘調査によって四面の大垣が各所で確認され、その形状が南北に長い台形をしていて、東南部は斜めに切り欠かれていることがわかってきた。

その規模は、大垣間の距離で、南北293m、東西は北で215m、南で約260m、面積約70,000㎡におよぶ。中心伽藍は、この寺地の西南隅に片寄った位置にある。

ただし、実際の寺地は、北面大垣外側の北外濠SD501(『藤原概報8』『年報1998-II』)、西面大垣外側の石組溝SD6685(『藤原概報15・20』『年報1997-II』)そして南門前の石敷参道や石敷広場を含めるならば、さらに広大な範囲となるとの考えもある<sup>4)</sup>。

最近、川原寺でも北面大垣SA600が確認され、南面大垣との距離が約333mあることがわかった<sup>5)</sup>。これは、南門前の石敷参道などを含めたときの飛鳥寺の南北規模と近似する。東西規模は、現況や周辺の調査成果からみて200mをこえると推測され、面積は65,000㎡を超える。寺地の北端部には金属工房や瓦窯があり、それと講堂との間、および、中心伽藍西方には附属施設群が配置されていたと推定できる。この二つの例によって、飛鳥寺院の寺地の規模が推し量れよう。そしてそれは、本薬師寺や小山廃寺について現在推測している4町という広さをかなり凌駕するのである。

さらに、本薬師寺については、その寺地を推測するこ

とができる史料がある。

薬師寺の寺地 『薬師寺縁起』(薬師寺本)には、宝亀年間(770~781)注録と推測される「寺内流記帳」によるとして、寺地を16坊4分の1の広さと記録している。

さらに、同書におさめられる11世紀後半<sup>6)</sup>の「僉議」の記事には、そのうちの「塔金堂并僧房等院四坊」と「大衆院二坊」は「本寺」つまり本薬師寺のものとしている。したがって、本薬師寺では藤原京右京八条三坊の4坪が「塔金堂并僧房等院四坊」に該当し、それ以外に「大衆院二坊」があって、合計6坪の寺地が備わっていたのである。「大衆院二坊」が右京八条三坊の北・東・西のいずれにあたるかは、それらの地域で発掘調査が少ないこともあって判明しない。しかし、4坪分の中心伽藍地(「塔金堂并僧房等院」)と2坪分の附属地(「大衆院」)という構成は、藤原京内の寺地を考えるうえで一つの基準とはなるであろう。

小山廃寺の寺地と瓦 今回報告した、第113次調査区(藤原京右京七条二坊西北坪)では、東西溝SD9323などから藤原宮所用ではない瓦が比較的まとまって出土した。それらは、第IV章第2節で報告したように、小山廃寺の所用瓦を含んでいる。

先述したように、小山廃寺の寺地はこれまで左京八条二坊(岸説)の4町と推測されてきたので、第113次調査区はこれを大きくはずれる。だが、今回の調査区と小山廃寺の中心伽藍とを空間的に繋ぐことのできる資料が存在する。

高所寺池の南約100mに、現在、市道が東西に敷設されている。この道路建設に先立つ発掘調査は、1993年末から1994年にかけて、飛鳥藤原第74次調査と第75次調査としておこなわれた(第II章参照)。そのうち、第75次調査で発掘した2基の井戸SE305・SE309を中心として、比較的多量の瓦がみつかった。概要報告では、これらの瓦から、「調査地の南、左京八条二坊は紀寺の寺域にあたる。あるいは、紀寺付属の苑院などが一部北に延びていた可能性」を考慮した(『藤原概報25』50頁)。以下、まずその瓦をかいつまんで紹介して、その推測の妥当性を検討しよう。

第75次調査で出土した瓦 軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、磚などがある。

軒丸瓦には、素弁蓮華紋と複弁蓮華紋がある。

1は、素弁十弁蓮華紋軒丸瓦。細い紡錘形の蓮弁とT字形の長い間弁をもち、間弁は中房につながる。中房は断面台形で、蓮子は8個ほどあり、中心蓮子のまわりに

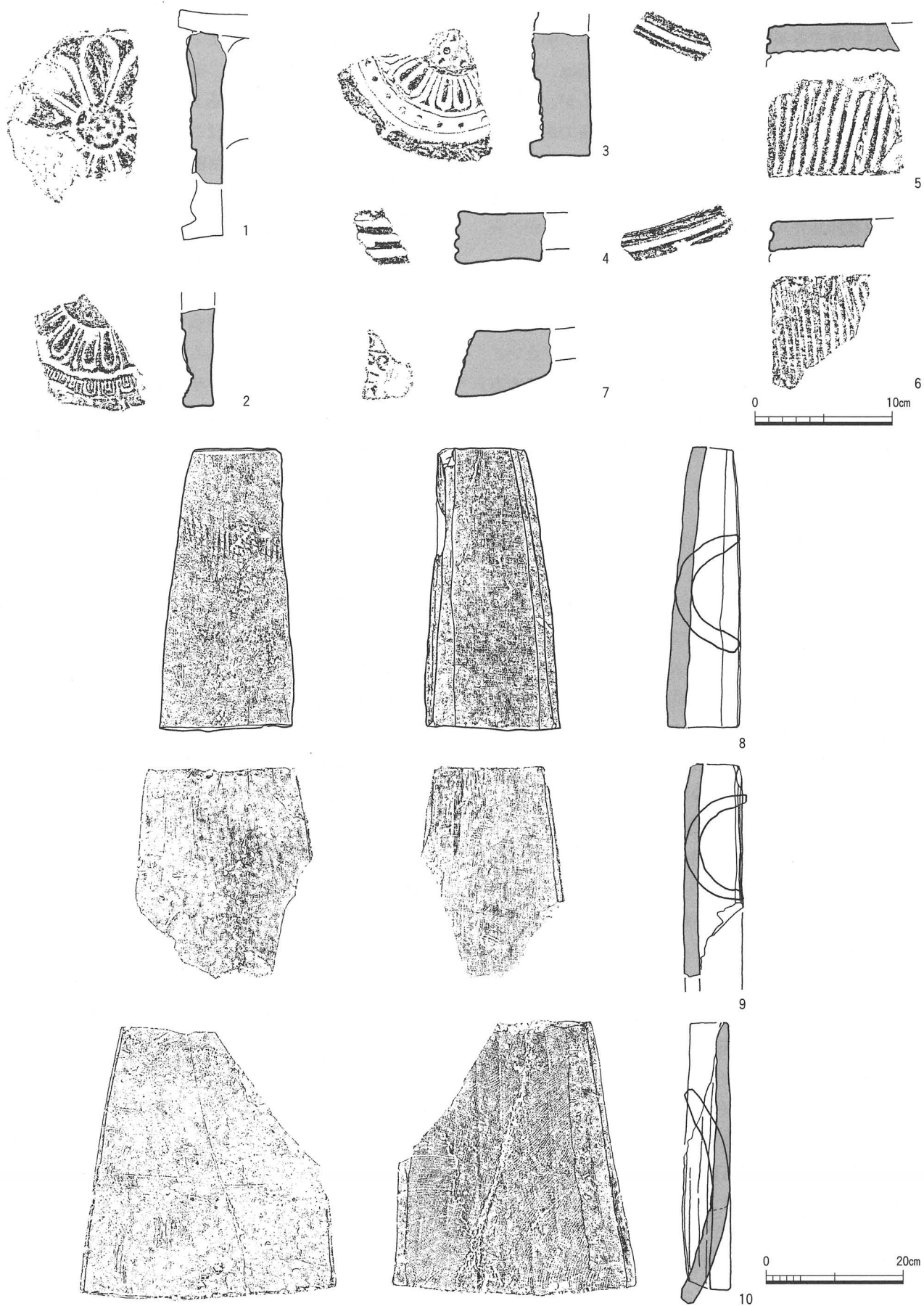


Fig.66 飛鳥藤原第75次調査出土瓦 1:4 (8~10は1:8)

二重にめぐるようにもみえる。

裏面は平滑であるが、磨耗して調整手法は不明。外縁は欠失する。弁区径は14.5cm、中房の直径3.5cm、中房での瓦当厚は2cm。微小なクサリ礫は含まれるが、砂粒をほとんど含まない緻密な胎土で、焼きは軟質である。表面は灰色ないし灰白色、芯は肌色。

この軒丸瓦の蓮弁や間弁の形状は、大窪寺跡から出土した輻線紋縁素弁八弁蓮華文軒丸瓦<sup>7)</sup>に近似するが、異範である。同範例を確認することはできなかった。

2は、雷紋縁複弁八弁蓮華文軒丸瓦。小山廃寺創建軒丸瓦(KYM-1)と同範である<sup>8)</sup>。中房蓮子に周環はみえるが、蓮弁や雷紋などの紋様にはシャープさが無い。

また、蓮弁と外区との間には大きな範傷が2個ある。瓦当裏面は、板ナデ調整で平坦に仕上げている。中房部での瓦当厚は2.5cm、側面厚2.2cm。胎土は、微小な砂粒を少量含むだけで緻密である。硬い焼きで、灰色をしている。

3は、珠紋縁複弁八弁蓮華文軒丸瓦。蓮弁には、弁中央に凸線を置いて二分するものと、そうでないものがある。中房は1/4しか残らないが、蓮子配置は1+4+8、であろう。外縁は直立縁で素紋である。外区内縁に界線で区画された珠紋帯がある。珠紋数は24と推定できる。

瓦当裏面は、ナデ調整され平坦。側面には調整痕がなく、瓦範とカセ型との隙間にできたバリとカセ型内面の木理痕跡がある。復元瓦当径17cm、復元中房径5.2cm、瓦当厚4cm、側面厚4.2cm。砂粒の少ない緻密な胎土で、焼きはやや軟質である。明灰色ないし灰白色。

この軒丸瓦のように、蓮弁中央に凸線を置かない蓮弁が混在し素紋の直立縁をそなえた複弁蓮華文軒丸瓦の例として、日向寺跡(檀原市南浦町)出土例<sup>9)</sup>があるが、珠紋数などが違う(日向寺例は16)ので別範である。

軒平瓦は、重弧紋と偏行唐草紋とがある。

4は、四重弧紋軒平瓦。弧線と凹線はほぼ同じ太さで、弧線は断面形に丸みがある。顎は、長さ6.3cmの段顎である。顎面にはナデ調整があるが、かすかに縄叩き痕が残る。凹面の、瓦当面から1.5cmの位置に、施紋型のあたりがある。凹面は、施紋後にナデ調整が加えられており、布圧痕がわずかに残るにすぎない。砂粒を含むやや粗い胎土で、焼きは硬い。茶褐色。瓦当厚3.7cm、平瓦部厚2.5cm。

5・6は、ともに顎が脱落していて、弧線2条が残るだけの破片。弧線は平坦で、凹線は断面V字形である。顎が剥離した平瓦部凸面には、重弧紋風のカキ目痕が残

っている。5と6とでは、カキ目痕の幅に違いがあるので調整具は違うが、顎の粘土を接合するための工夫である<sup>10)</sup>。凹面には調整がなく、布圧痕と桶の側板痕がある。側面には、凸面側から切り込まれた分割断面と、凹面沿いに分割断面があり、破面はごくわずかにヘラケズリ調整がおこなわれている。分割線は、瓦当(広端)から狭端方向に動く。凸面側から分割線を入れる例は、飛鳥ではみたことがない。砂粒を少量含んだ胎土で、硬い焼きである。褐灰色ないし灰色。

7は、藤原宮所用6643型式D種の小破片。長さ7.2cmの段顎。顎面はヘラケズリ調整される。凹面は、瓦当近くにヨコヘラケズリ調整があるが、それ以外は調整がなく、布圧痕が残る。砂粒とクサリ礫が目立つやや粗い胎土で、高台・峰寺瓦窯の製品。硬い焼きで、青灰色。

以上の軒丸瓦と軒平瓦はいずれも包含層や中世の遺構から出土したものである。丸瓦と平瓦は、井戸出土資料をおもにとりあげる。

丸瓦は行基丸瓦2点を示す。

8はごく一部を欠失するだけで完形である。凸面は、変形の斜格子叩き痕をナデ調整でスリ消してあるが、叩き締めの際の凹弧をえがく叩き痕が残る。凹面には、布圧痕や糸切り痕、そして粘土板合わせ目がある。粘土板合わせ目はS型・Z型の2条が平行して走っている。粘土板が模骨の外周に足らなかったため、細長い粘土板を貼り足したのである。側面は断面V字形に削られたのち、凹面側に幅広い面取りのヘラケズリをいれてある。広端と狭端には面取りの調整はない。胎土は緻密で、1~2mm程度の石英・長石・クサリ礫と若干の雲母を含む。焼きは硬質。灰色5Y7/2ないし浅黄色5Y7/3。全長41cm、広端幅19.4cm、狭端幅12.5cm、重量4.02kg。井戸SE305の第3層出土。

9は狭端部を残す資料。凸面はナデ調整されて、叩きの痕跡が残らない。凸面に向かって右の側面近くには、浅い沈線がある。分割線にしては浅いので、分割の目安に入れたものであろうか。凹面にも調整はなく、糸切り痕(Ur)と布圧痕が明瞭である。凹面に向かって左側面には、Z型の粘土板合わせ目がある。また、それに隣接した狭端部には、長さ10cmほどの断面半円形の凸帯があるが、用途・機能は不明である。側面調整はc手法で、凹面側の縁に面取りがある。狭端部には面取りのヘラケズリはない。胎土は、1mm以下の石英・長石を含むだけで、緻密である。硬い焼きで、オリーブ灰色5Y6/2。現存長31cm、狭端幅12cm、現存重量1.78kg。井戸SE309第

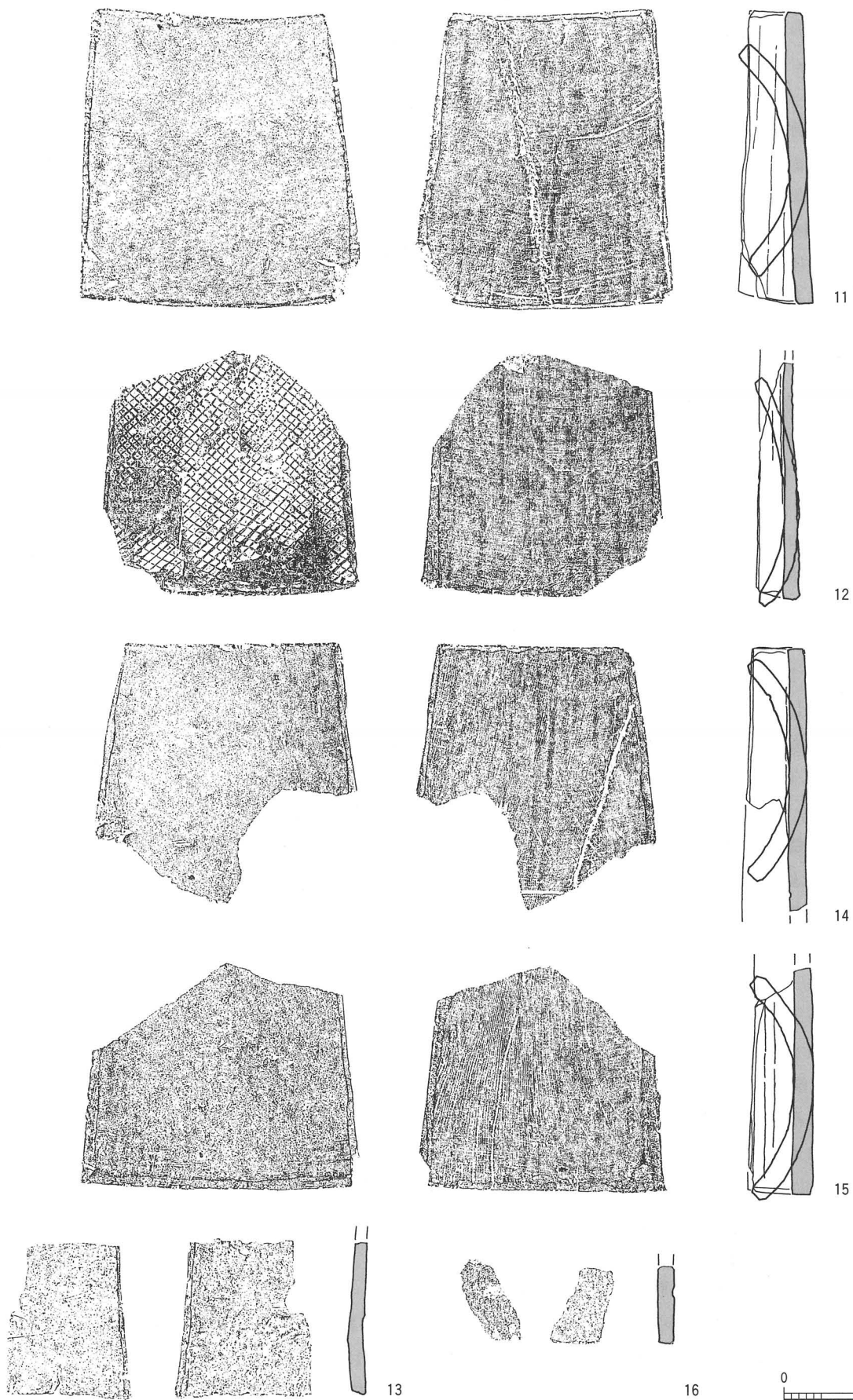


Fig.67 飛鳥藤原第75次調査出土瓦 2 1 : 8



3層出土。

平瓦については、井戸出土の7点と包含層出土の凸面布目平瓦1点を示す。井戸SE305出土平瓦は5点を図示した。

10は、狭端部の一部を欠失するが、ほぼ全形をうかがえる平瓦である。凸面は、ヨコナデ調整されて叩き痕を残さない。凹面には調整がおこなわれておらず、糸切り痕(Ur)、粘土板合わせ目(Z型)、布圧痕と布綴じ合わせ目痕、そして桶の側板圧痕が明瞭に残る。側面には、破面調整ののち、凹凸両面に面取りのヘラケズリがしてある。凹面側の面取りは幅が広い。狭端の凹面縁にも面取りがある。

胎土は緻密で、石英・長石・雲母・黒色粒を含む。一部は須恵質の近い硬い焼きで、明灰色ないし明青灰色をしている。全長39.2cm、広端幅35cm、現存重量4.64kg。第1層出土。

11は、広端の隅をわずかに欠くだけで、ほぼ完形の平瓦である。凸面は、全面ヨコナデ調整されており、広端部にわずかに長方形の叩き痕(木目平行・直交刻線か)が残るにすぎない。凹面は調整されておらず、糸切り痕(Dr)、粘土板合わせ目(Z型)、布圧痕と布綴じ合わせ目痕(GSmr)<sup>10)</sup>。そして桶の側板圧痕が明瞭である。また、凹面の右側辺に沿って捩り紐の分割界線がある。この井戸からは、同じ布綴じ合わせ目痕をもつ平瓦片が、もう1点出土した。

胎土には、石英・長石・雲母や微小な黒色粒をやや多量に含むが、素地は緻密。硬い焼きで、褐灰色のほか、一部、暗灰色や茶褐色に発色する。全長39.3cm、狭端幅27.5cm、推定広端幅34.5cm、厚さ2.5cm、重量5.46kg。第2層出土。

12は、凸面に斜格子叩き痕を残す平瓦である。狭端部と広端の一部を欠失する。叩き痕は、左右では重複するが、上下(狭端-広端方向)では重複が全くみられないので、平瓦の全長にみあう長い叩き板が使用されたと判断できる。叩き痕1単位の幅は7.5cm前後。狭端からみて時計回り方向に叩かれている。凹面には、糸切り痕(Dr)、布圧痕と桶の側板圧痕が残る。桶の側板圧痕は1枚の幅が約4cmある。側辺は、側面調整ののち凹凸両方を面取りしてある。広端も両方に面取りがある。胎土は緻密で、石英・長石・雲母・黒色微小粒を少量含む。硬い焼きで、灰色をしている。現存長33cm、復元広端幅32cm、厚さ2.5cm、重量2.7kg。第2層出土。

13は、広端部の破片。凸面はヨコナデ調整されてほと

んど叩き痕を残さないが、一部に、斜格子目叩き痕がみえる。凹面は、側面調整および面取りのヘラケズリをおこなったのち、ヨコ方向の板ナデで調整され、かすかに布圧痕が残るにすぎない。胎土は緻密で、石英・長石・雲母・黒色微小粒を少量含む。硬い焼きで、灰色をしている。広端厚2cm。第2層出土。

井戸SE309出土の平瓦は2点を示す。

14は、広端部を欠失する大型の破片。凸面調整は全面ヨコナデで、叩きの痕跡が残らない。凹面は調整がおこなわれず、糸切り痕(Ur)、布圧痕と布綴じ合わせ目痕、そして桶の側板圧痕が残る。綴じ合わせ目は、広端側で開いている。側辺は、側面調整ののち凹凸両方に面取りのヘラケズリをおこない、カドをおとしてある。面取りのヘラケズリは、いずれも狭端方向にヘラが動く。狭端は、凹面側だけに面取りがある。

胎土は、石英・長石・雲母・黒色粒を含むものの緻密で、焼きは硬い。凹面は灰色、凸面は灰色ないし淡褐灰色をしている。狭端幅25.5cm、狭端厚2cm、現存長36cm、現存重量3.26kg。第3層出土。

15は、広端部を含む大型の破片。凸面はヨコナデ調整(狭端からみて時計回り方向)される。格子目ないし斜格子目の叩き痕がかすかにみえるにすぎない。凹面は調整されず、糸切り痕(Ur)、布圧痕、そして桶の側板圧痕がある。側面と広端面は、ヘラケズリ調整ののち凹凸両方を面取りしてある。

胎土は、石英・長石・雲母・黒色粒を含むものの緻密で、焼きはやや硬い。灰色ないし明灰色。広端幅32.5cm、広端厚2.5cm、現存長30.5cm、現存重量3.68kg。第3層出土。

16は、凸面布目平瓦の広端部片。凸面には、桶の側板圧痕と布圧痕があり、凹面はヨコナデ調整で平滑である。広端厚2cm。包含層出土。

出土瓦の性格 第75次調査で出土した瓦のうち、軒瓦には、今回の高所寺池関連調査で出土した資料に同範品はない。しかし、丸瓦と平瓦は、井戸SE9330や第113次調査区で出土したものに類品がある。

まず、丸瓦は、細部調整の違いはあるが、基本的には丸瓦1類(第IV章第2節)として報告した行基丸瓦と近似する。

平瓦では、木目に斜交する斜格子刻線叩き板をもちいた平瓦(12)が、平瓦2類b(Fig.18-39)に一致する。ほかの斜格子目叩き痕の平瓦も、高所寺池調査区で出土した平瓦(本報告にいう「平瓦2類」)に類似しており、

これらは基本的に同一グループの平瓦と判断してよい。

先述したように、高所調査区から出土した瓦は、六条大路を隔てて、その北から出土する藤原宮所用瓦と、その南から出土する瓦の2つとに、明確に区分できる。第IV章第2節でも述べられたように、後者の一群は、調査地の南方にある小山麿寺の瓦と強い共通性をもっている。このことは、その中間でおこなわれた飛鳥藤原第75次調査で出土した瓦についてもあてはまることは、ここで示したとおりである。第75次調査では、小山麿寺創建軒丸瓦も1点出土していることも、これを補強する。

しかし、すべての瓦が小山麿寺でこれまでみつかった瓦と一致するとまではいえない。第75次調査でみつかった重弧紋軒平瓦は、凸面側から粘土円筒を分割する分割截線を切り込む特徴をもつ。このような重弧紋軒平瓦は、小山麿寺では確認されていないし、重弧紋の紋様も小山麿寺の既知の資料にはみいだせない。ただし、瓦当部の顎接合面に重弧紋風の調整をおこなったのちに顎の粘土板を張り付ける手法は、高所寺池調査区から出土した重弧紋軒平瓦と一致する。この手法は、小山麿寺の資料に未だ見出せていないが、本薬師寺金堂の創建軒平瓦6647Cbや6647I、あるいは藤原宮6647Caにはあり、飛鳥藤原地域で孤例ではない。

では、小山麿寺でも出土しない軒瓦が数点存在することから、別の新たな寺院跡を想定することはできるだろうか。左京七条二坊西南坪に位置する第75次調査区で、ここに報告する瓦が出土したのは、藤原宮期の井戸である。左京七条二坊に、別の寺院を想定した場合、その南部の西南坪は、伽藍の中樞施設が位置する区画であるはずで、そこに井戸を開削するしたとは、にわかに想像しがたい。

このように、解明すべき問題点も多々あるが、高所寺池調査区からその南方、藤原京左京七条二坊一帯は、京内としては多量の瓦が出土し、それらが小山麿寺とかなり共通することは強調しておいてよからう。小山麿寺の寺地は、従来、考えられていたような八条二坊の4町の範囲にとどまらない。しかし、未だ調査の手がおよんでいない七条二坊東北坪の状況はあきらかではなく、東南坪を調査した飛鳥藤原第74次調査区からは、多くの瓦は出土しなかった。

小山麿寺の寺地が、左京七・八条二坊をすべて含んだ8町なのか、八条二坊に七条二坊の西側2町を含む6町なのか、現状では、判定することは困難である。しかし、どちらにしても、藤原宮南面東門に接続する東一坊大路

に沿う位置にあったことは間違いなく、しかも、その寺地の北が、宮南面の六条大路に接していたとすると、これは、京内としては一等地といっても過言でない立地である。

藤原京内の寺院の広さ、規模の問題を提起したという点でも、高所寺池の調査は、大きな成果を示したといえ、今後、同じような視点で、京内寺院のあり方を考える必要があるだろう。

## 註

- 1) 秋山日出雄『日本歴史地図』原始・古代(下)、1982年、106頁。阿部義平「新益京について」『千葉史学』9号、1986年。大脇潔「新益京の建設」『新版日本の古代』第6巻近畿、1991年。花谷浩「京内廿四寺について」『研究論集XI』奈文研、2000年
- 2) 花谷浩「本薬師寺の発掘調査」『仏教芸術』235号、毎日新聞社、1997年。小澤毅「本薬師寺の造営と藤原京条坊」『条里制・古代都市研究』通巻第15号、条里制・古代都市研究会、1999年
- 3) 泉森皎「紀寺跡の主要伽藍と藤原京条坊」『条里制・古代都市研究』通巻第15号、条里制・古代都市研究会、1999年
- 4) 飛鳥資料館『飛鳥寺』資料館図録第15冊、1986年、40頁
- 5) 奈文研『川原寺寺域北限の調査』飛鳥藤原第119-5次調査報告、2004年
- 6) この僉議の年号については、堀池春峰は「承保二年」と釈読し(『薬師寺縁起釈文』薬師寺、1967年、18頁)、藤田経世は「永保二年」と読んでいる(『校刊美術史料』寺院篇中巻、中央公論美術出版、1975年、142頁)。承保二年は西暦1075年、永保二年は1082年にあたる。『薬師寺報告』には堀池説による記述がある(同書204頁)
- 7) 保井芳太郎『大和上代寺院志』1932年、図版第18、疏瓦1
- 8) 近江俊秀「7世紀後半の造瓦の一形態－明日香村小山麿寺を中心として－」『瓦衣千年』森郁夫先生還暦記念論文集、同刊行会、1999年
- 9) 保井『大和上代寺院志』前掲註7) 図版第23、疏瓦2
- 10) 藤原宮6647Caと本薬師寺6647Cb・6647Iに同じ手法がある。
- 11) 布綴じ合わせ目の痕跡を観察すると、綴じ目痕の右側に布端のほつれがみえる。あるいは、布袋を裏向きに使用したのであろうか。

## 付記

小山麿寺(紀寺跡)出土瓦の調査にあたっては、檀原考古学研究所の近江俊秀氏と山田隆文氏、同研究所附属博物館の大西貴夫氏のお世話になった。記して、感謝を示します。



### 3 中世遺構についての覚書

高所寺池の中世遺構 今回の調査区では、井戸や溝など13～14世紀の遺構を確認した。建物跡は検出できなかったが、高所寺池東岸の中部で井戸群（第113次調査区）、池の西南部で濠状の東西溝や井戸、土坑（第131次調査区）があった。これら2ヶ所の中世遺構集中地点は、100m以上の距離を隔てるので、互いに別々の集落に関連する可能性が高いと考える。

これまで、藤原宮域の発掘調査において中世の遺構に出くわすことは、それほど稀なことではなかった。最近、安田龍太郎がこれらをまとめているので、この論考<sup>1)</sup>によりながら、近傍で確認されたの中世遺構を概観しておこう。

藤原宮域の中世遺構 藤原宮域およびその周辺で発掘された中世方形区画は15地点にわたる。「方形区画」とは、方形にめぐる濠状の深い溝を指し、中世環濠集落の「環濠」にほぼ該当する。今回の調査地周辺では、高殿集落（檀原市高殿町）、や別所集落（同別所町）の近辺で発掘例がある。高殿集落周辺での発掘調査例は、いずれもごく小面積の調査ではあるが、集落の北・西・東の各地点で、方形区画を構成すると推定される溝が確認されている。そのうち、北地点（第99-2次調査、『年報2000-II』）の溝は12～13世紀、東地点（第114-9次調査、『紀要2003』）の溝は14世紀のものであった。

別所集落内では調査は実施されていないが、集落南方にある残丘南斜面で発掘調査がおこなわれた（第75次調査、『藤原概報25』）。この調査では、残丘の南斜面を造成し、四周に溝（濠）をめぐらせた集落跡が確認されている。方形区画は、当初、東西57.5m×南北42.5m以上（約25,000㎡）、の規模であったが、造り替え後は、東西52.5m×南北36.4m（約20,000㎡）の規模である。建物跡はみつからなかったが、井戸を検出することができた。

安田は、藤原宮域とその周辺の中世方形区画が、13～14世紀の時期と、14世紀後半～15世紀の時期の2つに区分できること、そして、後者は、方形区画が現集落の位置へと再編される段階だと、評価している。

今回報告した、第113・131次調査区における中世遺構は、おもに14世紀以前の時期に属しており、現在の集落への再編成以前の段階にあたる、こととなる。

史料からみた周辺の中世集落 高殿庄は、12世紀頃から史料にその名が現れる。

保延五年（1139）以前、と推定される「東大寺御油庄

公事注進状」（『東大寺文書』4-34）には、欠字があるが、その庄名は「高殿庄」とみられている。十市庄と飛驒庄が双壁をなし、高殿庄はこれに次ぐ位置をしめる。

高殿庄は、東大寺の灯油領所として、一目置かれる存在だったようである。領主は撰閥家と推測されるが、25町の田圃をもち、東大寺御油2斗5石、副米5石を納めていた（嘉応二年（1170）「興福寺西金堂満衆等解案」『平安遺文』7-3547）。平安末期には、源宰相（参議・源雅頼）の家領であったが、その後、東大寺のほか、春日社、興福寺西金堂、薬師寺、角寺、川原寺、神通寺などが領有権を保有する状況となっていた。

鎌倉時代の様相をうかがえる史料は少ない。

文永二年（1265）、東大寺僧権少僧都聖宴が高殿庄内に私領3町3段余をもち、これを10か寺と春日社に寄進した（「高殿庄名主得分注分」『鎌倉遺文』13-9381）。高殿庄の領有権が細分化されている状況なのであろうか。

室町時代初期の史料によれば、高殿庄には東大寺領と興福寺領があった。また、一乗院門跡領に「壹岐別所、法花寺庄」がみえる。

室町中期には、興福寺西金堂領矢田庄・鳥見庄とともに興福寺北院領となっただらう。文明三年（1471）に、越智家栄が將軍義政から高市郡知行を認められた。

一乗院門跡領であった「壹岐別所」は、天文十八年（1549）の「越智郷段銭帳」（『春日大社文書』842号）に「高殿庄 八十五町六段」とともにみえる「一岐別所 十町五反」と同所であらう。

『古跡略考』が「別所村 ユキの別所といふ是也。其本拠 里民もしらず。按ニ韃の別所歟」とするのは、これである。

しかしながら、近世初期の文書では、元和三年（1617）から五年に作成されたと推定される『大和国内惣高』が、高市郡高との村855石〔本田左京〕として、「別所村」や「法花寺村」を掲出しない。

ようやく、正徳三年～享保四年頃（1713～1719）の『大和国郷帳』に高殿村784石3斗1升4合〔植村右衛門佐〕、法花寺村（高殿村の枝郷）80石3斗1升6合〔植村右衛門佐〕とみえ、その位置づけが判明する。法花寺の分村は、17世紀以降るのであろう。

#### 註

- 1) 安田龍太郎「藤原宮周辺の中世方形区画」『飛鳥文化財論攷-納谷守幸氏追悼論文集-』同刊行会、2005年